

定款一部変更の件（案）

1. 変更の理由

本 NPO の経営体制強化のために、第 13 条 2 項の 2 名以内の副理事長と限定されている条文を、若干名の副理事長として副理事長の増員を可能とする。

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会

定款

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第 4 章 役員</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第 13 条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3 人以上 30 人以内</p> <p>(2) 監事 1 人以上 2 人以内</p> <p>2 理事のうち 1 人を理事長とし、必要なときに理事会の議決を経て<u>若干名</u>の副理事長及び1人の専務理事を置くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 役員</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第 13 条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3 人以上 30 人以内</p> <p>(2) 監事 1 人以上 2 人以内</p> <p>2 理事のうち 1 人を理事長とし、必要なときに理事会の議決を経て 2 人以内の副理事長及び1人の専務理事を置くことができる。</p>